

平成28年度 行政評価 施策カルテ

施策名	1 健康づくりの推進
-----	------------

施策主管課	健康増進課	総合計画記載頁	85ページ
-------	-------	---------	-------

1 施策の位置付け

政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	1 保健・医療サービスの質を高める	政策の達成目標 (基本施策目標)	市民が、自らの健康づくりに積極的に取り組み、充実した保健・医療サービスの提供を適切に受けています。
------	-----------------------------	----------------	-------------------	---------------------	---

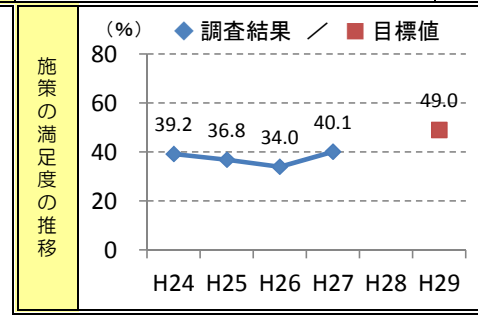
2 施策の取組状況

施策目標	地域社会全体で支え合いながら、市民が主体的に健康づくりに取り組んでいます。
------	---------------------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
	指標1	健康寿命(自立して健康に生活できる期間)(歳)	単年度目標値	—	平均寿命の増加を上回る健康寿命の増加	平均寿命の増加を上回る健康寿命の増加	平均寿命の増加を上回る健康寿命の増加	平均寿命の増加を上回る健康寿命の増加			平均寿命の増加を上回る健康寿命の増加	—	指標3	施策の満足度(%)	調査結果	39.2%	36.8%	34.0%		40.1%
	現状値	男性:78.47歳 女性:83.16歳	実績値	—	—	—					目標値(H29)	49.0%	前年度からの増減		-2.4%	-2.8%	6.1%			
	目標値(H29)	平均寿命の増加を上回る健康寿命の増加	単年度の達成度	—	—	—					③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)									B
指標2	地域での健康づくり活動参加者数	単年度目標値	—	28,320人	28,840人	29,350人	29,880人	30,400人	A	【参考】中核市等との水準比較	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29		
	現状値	27,991人	実績値	31,613人	33,851人	35,874人	34,704人				脳血管疾患死亡率(%)	中核市平均	100	96.5	93.5	89.5				
	目標値(H29)	30,400人	単年度の達成度	—	119.5%	124.4%	118.2%					実績値	107.4	103.8	104.6	98.6				
												中核市での本市の順位	31位/41市中	28位/41市中	33位/42市中	30位/43市中				
												中核市平均	303.1	297.2	295.4	295.2				
												実績値	303.3	285.8	283.7	285.3				
												中核市での本市の順位	21位/41市中	11位/41市中	11位/42市中	13位/43市中				

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調:(A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調:(主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている:(C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等	・ライフスタイルの変化に伴う疾病構造の変化等により生活習慣病や慢性疾患が増加している。 ・超高齢社会を迎え、地域社会全体で支え合い、健康づくりに取り組む環境を整備する必要がある。 ・国や県においては、健康増進法に基づく計画等において健康づくりを総合的に推進しており、社会全体で健康寿命の延伸を掲げている。	市民満足度	・平成27年度に作成した「気軽にエンジョイMiyagi運動」の活用や各地区でのウォーキングマップの作成を通して、日常生活における運動の取組が進むほか、ヘルシーメニューの普及啓発など食育の実践の推進、生活習慣病に関する健康教育を継続的に実施するとともに、健診PR応援事業による受診促進に向けた啓発や、がん検診無料クーポン券の配布や健診日程の拡大、特定健康診査や各種がん検診などの受診勧奨の強化に取り組むことにより、市民満足度は前年度より向上した。	総合評価	91点 順調
施策指標	・地域での健康づくり活動参加者数について、平成27年度は、天候等の影響から屋外活動参加者数は減少したものの、地域の健康づくり推進員等を中心に、ウォーキングやストレッチ等の健康づくり活動が積極的かつ継続的に実施され、地域の健康づくり活動が定着してきたことにより、目標値を達成した。				

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象, ★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・主要事業※	事業の目的	事業内容		事業の進捗状況	H27事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	食育の実践の推進	○★	健全な食生活の実践の推進	市民	・各種講座、イベント ・ヘルシーメニューの開発・普及 ・宮っこ食育応援団事業等を通じた食育の実践の普及啓発等	計画どおり	2,551	H18		引き続き、出前講座やヘルシーメニューの試食提供などを通して、市民が食育を体験できる機会を確保し、家庭での食育の実践に結び付けていけるよう、普及啓発に取り組んでいく。 特に、第2次食育推進計画の中間評価や今年度実施する食育に関する意識調査の結果などを踏まえ、事業所や高校・大学等とのより一層の連携を図りながら、青壮年期のメタボリックシンドローム予防や高校生等の若い世代の食育の関心度向上の取組を強化する。 また、幼少期からの継続した食育実践を支援するため、母子保健事業と連携した意識啓発を図る。
2	栄養改善事業		適切な栄養指導及び特定給食施設等の栄養管理	市民	・病態別栄養相談 ・栄養相談 ・給食施設指導(栄養管理個別指導)	計画どおり	852	H2		引き続き、生活習慣病等慢性疾患や難病等の病状に応じた、病状改善及び重症化予防の栄養相談のほか、健康の保持増進のための栄養相談を実施していく。 特定給食施設等における栄養管理の徹底を図るため、定期的な巡回指導を実施し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行っていく。
3	うつのみや食育フェア実行委員会交付金		食育の重要性についての普及啓発	・宇都宮食育フェア実行委員会(事業者、団体等) ・市民	うつのみや食育フェアの開催	計画どおり	7,059	H18		引き続き、第2次食育推進計画の中間評価で抽出された「若年層の食育関心度向上」「青壮年期のメタボ予防」「よく噛んで食べる人の増加」などの課題などを踏まえ、多様な取組主体と連携しながら課題解決を図るための事業の充実を図る。
4	地域における健康づくり実践活動の推進	○★	地域の健康づくり実践活動の推進	・健康づくり推進員 ・市民	・健康づくり推進員による実践活動 ・健康づくり推進員・食生活改善推進員による市民の健康づくり活動への参加促進 ・保健師による実践活動支援	計画どおり	1,732	H13 H15		引き続き、健康づくり推進組織が地域で主体的に活動できるよう、各地域拠点と連携を図りながら、ウォーキングマップや健康遊具の活用、新たに作成した「気軽にエンジョイMiya運動」の普及などを通して健康づくり活動支援を行うとともに、地域における健康づくり活動の促進を図るため、健康づくり推進員・食生活改善推進員の養成・組織化支援を行うなど、地域の実情に応じた活動支援を行う。 新たに、健康づくりに無関心な層や取り組みたくても取り組めない層を含め、市民一人ひとりが主体的に健康づくり取り組めるよう、市民の健康づくり活動に対し、ポイントを付与・交換する「健康ポイント事業」を構築する。
5	地域・職域連携推進事業	★	地域・職域における健康づくり活動の充実	市民	・地域・職域連携推進協議会による事業所に対する健康づくりの普及啓発	計画どおり	642	H20		引き続き、地域・職域連携推進協議会において、事業所における健康づくりを促進する手法等について検討を進めるとともに、事業主等に対する働きかけを行っていく。 新たに、従業員の健康づくりに取り組む事業者の好事例集を作成・配布し、主体的に健康づくりに取り組む事業者の増加を図る。
6	健康増進普及啓発事業	○	生活習慣病の予防や健康づくりに関する知識の普及啓発	市民	・健康教育(各種講演会・イベント) ・健康相談 ・訪問指導 等	計画どおり	2,195	S29		引き続き、市医師会等の関係団体と連携・協力しながら、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るための各種講演会や普及キャンペーンの実施など市民への普及啓発に取り組んでいく。
7	がん検診(細事業「個別受診勧奨事業」含む)	○★	がんの早期発見・早期治療	市のがん検診以外でがん検診を受ける機会のない40歳以上の市民(子宮がん検診:20歳以上の女性市民、乳がん検診:30歳以上の女性市民、前立腺がん検診:50歳以上の男性市民)	・がん検診の受診	計画どおり	1,026,430	S38	独自性先駆的	働く世代や子育て世代のがん検診受診率が他の世代に比較して低い状態にあることから、引き続き、それらの世代への受診促進のため、早朝健診や託児付き検診、身近な会場での集団健診の日程の拡大などの市民が受診しやすい環境整備に努めていく。 また、受診促進には繰り返しの受診勧奨が効果的なことから、未受診者に対する無料クーポン券配布等コール・リコールによる受診勧奨を継続して実施するとともに、未受診理由に応じた個別受診勧奨を実施していく。
8	特定健康診査等事業【再掲】	○	被保険者の生活習慣病等の早期発見・予防	40歳から74歳の国民健康保険被保険者	・特定健康診査・特定保健指導の実施	計画どおり	219,855	H20		特定健康診査については、様々な媒体による周知啓発や健診回数の拡大に取り組むとともに、平成28年度から新たに利便性の高いインターネット健診予約システムの導入による受診環境の整備や、予約センターによる個別電話受診勧奨などの未受診者対策の強化を図り、受診率向上に努めていく。 特定保健指導については、引き続き健診サポート事業を継続して実施していくとともに、結果相談会の回数を拡充するなど未利用者への利用勧奨を粘り強く実施することにより、実施率向上に努めていく。
9	健康診査	○	生活習慣病の早期発見・早期治療	・40歳以上の市民で、生活保護受給者及び年度途中の保険切り替えにより特定健康診査等を受ける機会のない者(心電図・貧血・眼底検査の対象者は40歳以上の市民)	健康診査の受診(心電図・貧血・眼底検査受診を含む)	計画どおり	72,172	H20		健康診査の受診者について、これまで事後指導が不十分であったことから、今後は、生活習慣病のリスクのある対象者の把握や生活指導の実施方法について関係課等と検討していく。
10	後期高齢者健康診査事業		高齢者の健康保持増進と生活習慣病の早期発見・早期治療	後期高齢者医療制度加入者	健康診査の受診	計画どおり	96,412	H20		生活習慣病の発症予防や重症予防を図るためには、健診から医療につなげることが重要であり、高齢者の慢性腎臓病の割合が高いことから、引き続き、特定健康診査で実施しているクレアチニン検査を、後期高齢者健康診査にも実施し、腎機能低下者への受診勧奨を行っていく。

11	骨粗しょう症検診		骨粗しょう症の予防	満40・45・50・55・60・65・70歳の女性の市民	骨粗しょう症検診の受診	計画どおり	8,413	H8		本市においては今後高齢化がますます進行する中で、転倒による骨折の原因となりやすい骨粗しょう症を予防することは非常に重要であることから、検診の周知徹底や受診機会の増加を図る。
12	肝炎ウイルス検診		肝炎の予防、早期発見・早期治療	(1)40歳以上の市民(ただし、過去に肝炎ウイルス検診の受診歴がある市民及び今後、医療保険各法等で受診する予定のある市民は除く。) (2)当該年度の特定健康診査等で肝機能検査の数値に異常がみられた市民(ただし、速やかに医療機関での受診を勧奨する。)	肝炎ウイルス検診の受診	計画どおり	23,301	H14		肝炎ウイルスは感染に自覚症状がないまま進行することから、ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療のため、引き続き、検診の重要性を周知しながら、対象者が無料で受診できる「肝炎ウイルス検診個別受診勧奨事業」を活用し、受診勧奨に努めていく。
13	歯科健診		歯周病の予防、早期発見・早期治療	満30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の市民	歯科健診の受診	計画どおり	15,334	H11		40歳において、既に進行した歯周病に罹患している人の割合が全国よりも高いことから、平成26年度に歯科健診の年齢を30歳・35歳に拡大したところであり、引き続き、歯周病の知識と健診の必要性について市民の周知啓発に努めていく。
14	歯と口の衛生推進事業		市民の口腔衛生に対する意識の高揚と啓蒙	市民	・高齢者よい歯の表彰式 ・歯と口の健康週間イベント ・歯と口腔の健康づくり出前講座	計画どおり	998	H3		各行事の出席者が年々増加傾向にあり、口腔衛生に対する意識の高揚と啓蒙を図るために効果的な事業であることから、今後とも、歯科医師会と連携を図りながら継続して事業を実施するとともに、より効果的なイベントとなるよう、実施内容、実施方法、周知方法について充実を図りながら、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層に啓発していく。
15	訪問歯科診療推進事業		歯科医院へ通院が困難な市民の歯科診療の確保と、口腔状態の改善	歯科医院に通院が困難な市民、訪問歯科診療に携わる歯科医師・歯科衛生士	・講習会 ・周知リーフレットの配布	計画どおり	430	H26		寝たきりの高齢者など要介護者は、口腔内の衛生状態が悪化しやすいことから、歯科医院へ通院が困難な市民が、自宅や施設等で歯科診療等を受けられるよう、引き続き、訪問歯科診療を実施している歯科医院の情報について市民や地域包括支援センター等関係機関へ周知するとともに、保健・医療・福祉の専門職の連携強化や口腔ケアのスキルアップを図るため、歯科医師・歯科衛生士・介護福祉士・ケアマネージャーなどを対象とした講習会を実施することにより、訪問歯科診療を推進していく。
16	後期高齢者歯科健診事業		肺炎等の疾病につながる口腔機能の低下防止	前年度75歳に到達した市民	歯科健診の受診	計画どおり	2,445	H27		本市の肺炎による死者数の9割が75歳以上の高齢者であることを踏まえ、口腔機能低下や誤嚥性肺炎の予防につなげるため、口腔機能評価や、歯・歯肉のチェック等を行う歯科健診を引き続き実施していく。
17	健診PR応援事業		健診の普及啓発・受診勧奨を行う場及び対象者の拡大による市民の受診行動促進	市民	・地域職域連携推進協議会と連携した啓発 ・健診PR応援企業による周知啓発 ・特定サービスクーポン券配布	計画どおり	287	H26	独自性	市民の受診意欲の高揚を図り、受診行動を促進する効果が見られることから、地域職域連携推進協議会や健診PR応援企業の拡大を図るとともに、企業との連携による健診PR応援事業を継続して実施し、より多くの市民の受診行動につながるよう事業の周知を強化していく。
18	集団健診予約受付体制整備事業 (コールセンターとインターネット予約システムの整備)		市民のライフスタイルに応じた利便性の高い受付体制による受診率向上	市民	・集団健診におけるコールセンターとインターネット予約システムの整備	計画どおり	8,332	H27		働く世代の方の受診率が低い傾向にあることから、市民のライフスタイルに応じた利便性の高い受付体制として、新たに整備した「インターネット予約システム」及び「集団健診予約センター」について、市民への周知を行い、利用促進を図る。
19	被爆者健康診断		被爆者の健康保持・増進	原子爆弾被爆者の保護に関する法律に基づく原子爆弾被害者	健康診断(定期健康診断(一般検査:年2回)、希望による健康診断(一般検査・がん検診)、精密検査の実施)	計画どおり	615	H8		被爆者の健康保持・増進のため、対象者に対する案内通知等を通して健診を勧奨し、受診率の向上に努める。
20	自殺予防・こころの健康づくり対策事業	○★	総合的な自殺予防・こころの健康づくりの推進	市民	・自殺対策ネットワーク会議・庁内連絡会議の開催 ・人材養成事業(ゲートキーパー研修会・相談窓口従事者研修会) ・自殺未遂者支援事業(マニュアル・リーフレット・救急医療機関向け対応カードの作成) ・自死遺族支援事業(マニュアル説明会・講演会) ・普及啓発活動(自殺対策講演会・自殺予防週間・自殺対策強化月間におけるパネル展・広報紙への記事掲載等) ・うつ啓発・相談事業(50歳男性対象)	計画どおり	2,939	H19	先駆的	本市の自殺者数は100人前後で推移しており、平成26年は94人となったが、引き続き、第2次健康うつのみや21で掲げた平成28年の自殺死亡率(人口10万人あたり)17.8(90人)の目標達成に向けて、県自殺対策強化交付金を活用し、新たに薬剤師を対象にしたゲートキーパー研修会を開催するなど、人材育成の強化に努めるとともに、大学生や専門学校生に対して、こころの健康に関する教育や普及啓発を実施し、若者支援事業の充実にも努める。 また、平成27年度に作成・配布した「自殺未遂者支援のためのマニュアル」の効果的な活用を図るため、平成28年度に救急医療機関など関係者への説明会及び講演会を実施するなど、いのちの電話や弁護士等、関係機関・団体との連携強化を図り、引き続き、総合的な自殺対策を推進していく。 今後は、自殺対策基本法の改正に伴い、国や県の動向をみながら自殺対策行動計画を策定し、子どもの自殺防止に向けた取り組みを強化する。
21	こころの健康づくり講座及び広報紙掲載		精神疾患の早期発見・早期対応	市民	広報紙掲載:精神科医師等が精神保健に関するテーマで執筆し、広報紙に掲載する(3回/年)。 講座の開催:広報紙に執筆した医師等が、同じテーマで講座を開催し、より具体的に知識の普及・啓発を行う(3回/年)	計画どおり	334	H8		市民のニーズや社会問題となっているテーマを選定し、これに適した講師による講座を実施していく。また、幅広い年代の市民に公聴してもらえよう、図書館で実施するなど充実を図っていく。

22	アルコールに関する健康教育		アルコールに関する正しい知識の普及啓発	小中学生とその保護者	・小中学校の児童生徒を対象に出前講座として、希望する学校で健康教育を実施 ・家庭でも保護者と一緒に話し合えるようリーフレットを配布	計画どおり	183	H16		保護者に未成年者の飲酒の危険性を認識してもらうことで、未成年者の飲酒防止の効果が期待できることから、未成年者に加え保護者等周りの大人に対しても正しい知識の普及・啓発を継続して実施していく。
23	アルコール関連相談事業		アルコールに関する正しい知識の普及啓発	アルコール依存症者やアルコール等の嗜癖問題で悩んだり、生きづらさを感じている市民	・こころの健康を考える会 1回/月 ・宇都宮断酒会への委託事業(相談・普及啓発活動)	計画どおり	100	H12		アルコール依存症など、酒害者の救済と社会復帰には長期的な支援が必要であることから、引き続き、断酒会による相談会や保健師によるミーティング形式の話し合い会を継続して実施していく。
24	事例検討会		より良い援助の提供	処遇困難な事例等を抱える援助者	・各関係機関が集まり、情報交換を含めた援助計画の検討(処遇困難な事例が生じた時に開催)を実施する。 ・精神科医師(県)をアドバイザーとして招き、適切な助言をもらう。	計画どおり		H8		精神症状の多様化と社会環境の変化等による処遇困難な事例や、複数の関係機関が関わるケースの増加等に対応すべく、関係機関との連携を強化しながら実施していく。
25	精神障がい者家族支援事業		精神障がい者への理解促進	精神障がい者を抱える家族	・宇都宮精神保健福祉会へ委託事業による普及啓発活動・相談業務、家族会の開催 ・精神保健家族教室の開催	計画どおり	322	H8		精神障がい者の家族が正しい知識や精神障がい者への対応方法等を学び、家族同士の交流を図っていくための支援活動を継続して実施していく。
26	エイズ予防啓発普及推進事業		正しい知識の啓発を実施し、エイズへの偏見をなくす	全市民(特に、中学・高校生及び20~30代の若者)	①学校におけるエイズ予防教育の実施、②世界エイズデー関連事業の実施、③常設エイズコーナーの設置、④市広報紙による定期的記事掲載、⑤その他関連図書・啓発ビデオ・パネル等教育教材の貸出、パンフレット等の提供	計画どおり	340	H8		次世代を担う若い世代に対し、いのちの大切さやエイズを含む性行為感染症などの正しい知識の啓発を行うことで、適切な性の意志決定や行動選択ができる能力を養い、また、エイズ等への偏見や差別をなくすことを目的として、エイズ予防教育を実施する学校と連携を図り、性の発達段階に応じた内容を提供できるようにする。また、20~30歳代の若者を対象に、大学や企業と連携した啓発活動を引き続き実施する。
27	エイズ・性感染症等検査相談事業		エイズ及び性感染症等の蔓延防止	感染の可能性がある、心配又は不安を持っている人	広報紙等による周知に応じて来所した相談者に対して、検査・相談を実施する。	計画どおり	2,594	H8		全国的にHIV感染者、エイズ患者数は増加の一途をたどっていることから、より一層検査を周知するとともに、休日検査の実施等、受検しやすい検査・相談体制を検討し、受検者に対して感染予防に関する知識の普及啓発を継続して実施していく。
28	結核患者登録管理		適切な医療の提供	結核患者とその家族	医療機関と連携を図り、結核患者の速やかな登録管理をおこなう。また適切な医療が受けられるよう保健指導を実施する。	計画どおり	261	H8		結核の蔓延防止を図るためには、結核患者の速やかな登録管理が重要である。市民および医療機関に対する普及啓発活動を実施し、法に基づく活動を効率的・効果的に実施していく必要がある。については、今後も医療機関との連携を図りながら、速やかな登録管理に努め患者や家族に対して保健指導を実施していく。
29	結核対策特別促進事業		結核患者の治療完遂	治療が必要な全結核患者	結核のまん延と多剤耐性結核の発生を未然に防止するため、結核患者に確実に抗結核薬を服用させる直接服薬確認(DOTS)事業を実施する。	計画どおり	247	H19		患者の確実な治療完遂のため、医療や保健、福祉関係者等との連携を図るとともに、個々の治療中断リスクや生活状況等に応じた支援方法により、適切な服薬支援を実施していく。
30	結核患者接触者検診事務費		患者の再発防止、感染者の早期発見	結核患者本人、家族、接触者	保健所および委託医療機関(5医療機関、1健診機関)において、胸部エックス線検査、IGRA検査、ツベルクリン反応検査、その他必要な検査を実施する。	計画どおり	4,742	H8		結核患者には再発防止のため服薬終了後も定期的な管理検診の受診勧奨を実施する。また、結核のまん延を防止するために、接触者には健診受診の必要性の理解を促し、希望に応じた健診の日時・場所を設定する等、対象者のニーズに合わせた事業を継続して実施していく。
31	私立学校・社会福祉施設定期健康診断補助金		結核のまん延防止	市内の私立学校等(専修学校及び各種学校を含み、修学年限が1年未満のものを除く。)	私立学校等が実施する定期健康診断の実施費に対し、補助基準額の2/3を補助する。(補助基準単価は、結核定期外健康診断国庫補助基準単価を準用)	計画どおり	2,221	H8		結核の蔓延防止を図るため、補助申請のない団体における健診実施状況を把握し、実施率及び受診率が低い団体には、本事業の活用を勧奨する。また、近年、結核患者数の減少に伴い、結核への意識が低下していることから、結核に対する意識の高揚を図りながら継続して実施していく。
32	風しん予防接種対策事業		先天性風しん症候群の発生予防	次のいずれかに該当する方 ①妊娠を希望する女性 ②①の配偶者などの同居者 ③風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者 ただし、過去に風しんの抗体検査を受けたことがある方、明らかに風しんの予防接種歴がある方若しくは検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある方は除く。	風しん抗体検査及び相談を実施する。	計画どおり	993	H25		妊娠を希望する市民等が風しんに関する正しい知識を持ち、自ら風しん抗体の有無の状況を認識する機会を提供し、必要に応じて相談や保健指導等を実施することにより、感染に対する不安の軽減を図るとともに、抗体陰性者については予防接種の勧奨を行い、先天性風しん症候群の発症を予防する。また、対象にあわせた受検しやすい検査体制として、休日検査のほか、夜間検査の実施についても検討し、検査体制の充実を図る。

33	風しん予防接種費補助金		先天性風しん症候群の発生予防	風しん抗体検査の結果、抗体価が低く、かつ風しんにかかったことがない方で、次のいずれかに該当する方 ①妊娠している女性の夫などの同居者 ②妊娠を予定する又は妊娠を希望する女性 ③②の女性の夫などの同居者	医療機関で実施する風しん予防接種費用のうち3,000円を助成する。	計画どおり	489	H26		風しんの妊婦等への感染を防ぎ、先天性風しん症候群の発生防止を図るため、風しんの抗体価が低い者に対し、予防接種に要する費用の助成を継続して実施する。
34	幼児インフルエンザ予防接種費補助事業		保護者のインフルエンザに対する予防行動の動機付け	市内に住民登録のある1歳以上2歳未満の者	医療機関で実施するインフルエンザ予防接種費用のうち1回当たり1,000円(上限2回)を助成する。	計画どおり	6,098	H17		当該事業が、保護者の感染症に対する予防行動の動機付けや、子育て支援の一助となるよう、広報紙などを通じて適切な時期に周知しながら継続して実施する。
35	予防接種運営費		市域における感染症の流行予防	乳幼児(0歳～7歳6か月) 児童・生徒(9歳～高校1年生相当) 65歳以上の高齢者及び60歳～64歳の身体障害者手帳1級程度の者	予防接種法に基づく下記の定期予防接種を委託医療機関において実施する。 ・ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、二種混合、BCG、水痘、麻しん風しん混合、麻しん、風しん、日本脳炎、子宮頸がん、高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ	計画どおり	1,423,206	S24		感染症患者が発生しない市域の実現に向けて、定期予防接種対象者全員が接種できるような環境を整備する。国の「麻しん排除計画」に基づき、接種率95%以上を達成し維持するために、第2期対象者への個別通知及び幼稚園・保育園を通して積極的勧奨を行う。また、厚生労働省の通知に基づき、日本脳炎の特例措置対象者等への接種勧奨を実施する。
36	市外予防接種受診者補助事業		市域における感染症の流行予防	宇都宮市に住民登録のある者で、法定の予防接種を委託医療機関以外の市外の医療機関で接種せざるを得ないもの	申請に基づき、予防接種に係る費用の一部又は全部を助成する。	計画どおり	6,448	H14		市民の受益の公平性、予防接種の接種率の向上の観点を踏まえながら、継続して実施していく。また、「栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ事業」に協力している県内医療機関で予防接種を受ける場合は、手続きが異なることから引き続き市民へ周知する。
37	難病患者支援事業		難病患者支援体制の充実	難病患者及びその家族	・医師や理学療法士等による疾患群ごとの医療生活相談会(講演会、個別相談会、交流会)を実施。 ・支援の充実を図るため、医療・福祉・介護・就労・教育等様々な主体による難病対策地域協議会を設置	計画どおり	471	H8		平成27年1月「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行に伴う対象疾患数の拡大等に的確に対応するため、神経・筋疾患群や消化器疾患群などの疾患群ごとに、回数・会場・内容等について検討し、生活相談会を実施していく。 また、難病対策地域協議会の委員間での情報交換を密にし、課題解決にむけ話し合うなど連携強化を図り、難病患者の支援の充実を図る。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
<p>◆食育の実践の推進については、平成26年度に実施した第2次食育推進計画の中間評価等を踏まえた取組を行う必要がある。 (中間評価の結果概要) ・肥満増加やメタボリックシンドロームの予防・改善に取り組む人が減少しているため、青壮年期のメタボリックシンドローム予防など生活習慣病予防の取組を強化する必要がある。 ・高校生の食育の関心度が低いことや若い女性にやせが多いため、高校生等の若い世代の食育の関心度向上に関する啓発に取り組む必要がある。 ・子どもから大人まで「よく噛んで食べる」人が少ない状況にあるため、子どもの頃からよく噛んで食べる習慣の定着に取り組む必要がある。</p> <p>◆地域の健康づくり実践活動の推進については、平成25年度の世論調査の結果において、健康を意識した身体活動・運動に取り組む条件として、「何かをやりながらできるなど普段の生活に取り入れられる」、「移動や準備の手間など時間がかからない」という回答が多いことから、地域社会全体で支え合いながら、市民の健康づくりをより一層支援するため、身近な場所での運動習慣の定着に取り組む必要がある。 また、健康づくりに無関心な層や取り組みたくても取り組みめない層を含め、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康づくりに対する意識の喚起・醸成が必要である。</p> <p>◆生活習慣病の発症予防・重症化予防の推進については、発症を予防するため、市民に対し、健診の重要性の認識など市民の意識向上を図るための普及啓発と情報提供を実施するとともに、他の世代より受診率の低い働く世代などが受診しやすい環境づくりを、より一層進めていく必要がある。 また、重症化予防のために、受診結果に基づく医療機関受診への勧奨を進めていく必要がある。</p> <p>◆総合的な自殺対策・こころの健康づくり対策の推進については、本市における自殺者数は、100人前後で推移しており、平成26年は94人と100人を下回ったが、引き続き第2次健康うつのみや21で掲げた平成28年の自殺死亡率(人口10万人あたり)17.8(90人)の目標達成に向けて、自殺対策ネットワーク会議等関係機関・団体との連携強化を図りながら、効果的な自殺対策を粘り強く取り組んでいく必要がある。</p>	<p>〈施策全般〉 ◆市民の主体的な健康づくりを支援するため、家庭、学校、地域、企業、行政等が一体となって、地域社会全体で健康づくりに取り組む環境を整備する。</p> <p>〈主要事業〉 ◆食育の実践の推進 第2次食育推進計画の中間評価や平成28年度に実施する食育に関する意識調査の結果等を踏まえ、引き続き、出前講座やヘルシーメニューの普及啓発等を実施するとともに、事業所等との連携による青壮年期のメタボリックシンドローム予防や、高校・大学との連携による高校生等の若い世代の食育の関心度向上の取組を強化していく。また、子どもの頃からの継続した食育実践を支援するため、母子保健事業との連携による意識啓発を図る。</p> <p>◆地域の健康づくり実践活動の推進 身近な場所での運動習慣のより一層の定着を図るため、引き続き、健康づくり推進員の育成・支援や、ウォーキングマップや健康遊具、平成27年度に作成した「気軽にエンジョイMiya運動」を活用するなど、地域での健康づくりの推進・強化を図る。 また、健康づくりに無関心な層や取り組みたくても取り組みめない層などの意識の醸成・喚起等を図るため、市民の健康づくり活動に対し、ポイントを付与・交換する「健康ポイント事業」を構築する。</p> <p>◆生活習慣病の発症予防・重症化予防の推進 引き続き、関係団体と連携・協力しながら、各種講演会や普及キャンペーンの実施など市民への普及啓発に取り組むとともに、インターネットによる集団健診の予約受付や、早期健診・託児付き検診等により、働く世代にも受診しやすい健診体制の充実を図るほか、未受診者への無料クーポン券配布等コール・リコールを実施する。また、新たに未受診理由に応じた個別受診勧奨を実施し、健康診査やがん検診の受診率向上を図る。 また、重症化予防については、引き続き、受診結果に基づき、医療機関への受診勧奨を行っていく。</p> <p>◆総合的な自殺対策・こころの健康づくり対策の推進 引き続き、自殺対策ネットワーク会議等関係機関・団体と連携・協力のもと、総合的な自殺対策を推進していく。 自殺対策として、新たに薬剤師を対象にしたゲートキーパー研修会を開催するなど、人材育成の強化を図るとともに、若者支援として、大学生や専門学校生への健康教育や普及啓発を実施することや、働く世代のメンタルヘルス対策として、50人未満の小規模事業所で働く人の健診の場面を活用し、ストレスチェックリストや相談窓口等を記載したリーフレットを配布するなど、若年層や中高年層など集団毎の実態を踏まえた対策を推進していく。</p>